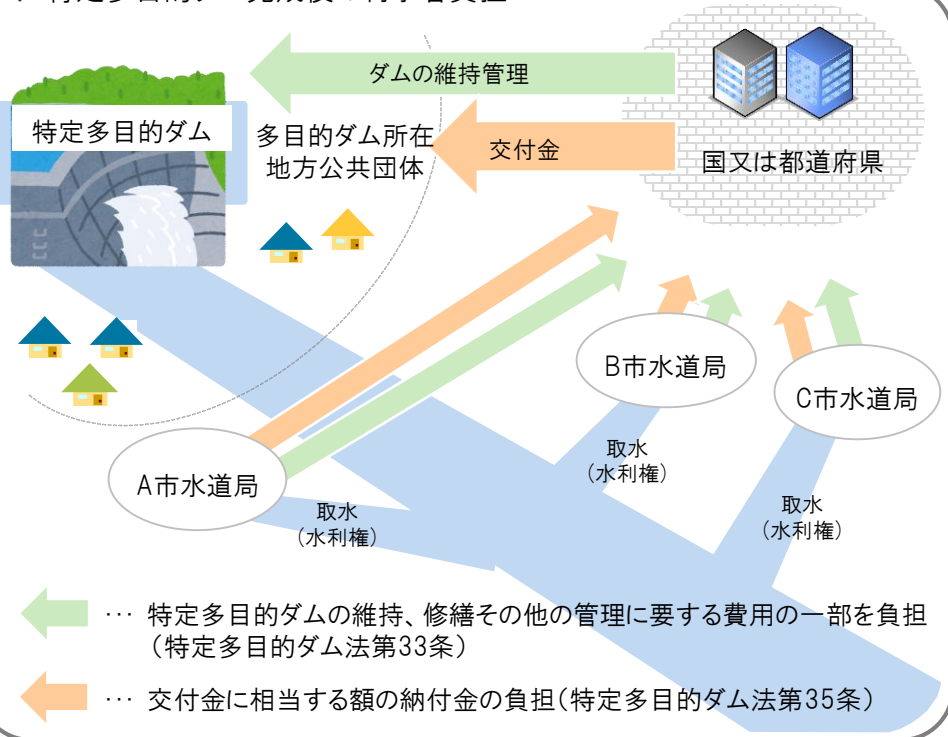


## 特定多目的ダム供用開始後に要する利水者負担額の軽減について



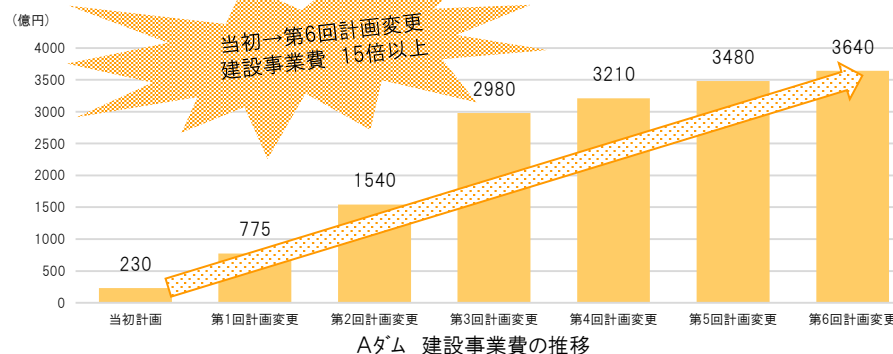
○ 多くの水道事業者は、安定的な取水のために特定多目的ダムの建設事業へ参画し許可水利権を取得しているが、特定多目的ダム事業の参画には、膨大な建設費用の負担に加え、ダム完成後はダムの維持管理等に要する負担金やダムの所在市町村への交付金を支払うための納付金の負担があり、厳しい水道事業財政をさらに圧迫している

### ◆ 特定多目的ダム完成後の利水者負担



### ※ 水道事業者例

- Aダムの開発事業について、水源確保を目的として、基本計画策定時から利水者として参画  
取得水利権: 上水道 1.54m<sup>3</sup>/秒  
: 工業用水道 0.51m<sup>3</sup>/秒
- 当初計画から完成までに6回もの計画変更が行われ、事業費が当初計画の15倍以上に増大、負担を余儀なくされる



**特定多目的ダムの完成後の  
維持管理負担金・納付金が水道事業財政を圧迫!**

納付金: ダムの資産価値から算出されるため、建設事業費の増大に伴い納付金の負担が増加する



水道事業財政への負担を軽減するため、

- ・ **ダムの維持管理等に係る負担金 (特定多目的ダム法第33条) の軽減**を図ること
- ・ **ダムの所在市町村への交付に係る納付金 (特定多目的ダム法第35条) の利水者負担額の軽減**を図ること